平成２７年（フ）第２７７号
岐阜県各務原市蘇原沢上町２丁目24番地２
債務者　吉田　壽美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
岐阜市光町１丁目39番地　（高木ビル501号室）
債務者　青木百合子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
大津市唐橋町７番40―602号
債務者　桑折　真樹
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県姫路市岩端町181番地　市営岩端住宅３棟342号
債務者　田　　ゆり
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６１号
兵庫県加古川市平岡町二俣22番地　シャトーⅠ―104号
債務者　和歌　順子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７１号
兵庫県加古川市野口町坂元490番地の２
債務者　高橋　義則
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３８号
奈良県大和郡山市新町797番地24
債務者　馬場　正治
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７９号
広島市佐伯区利松１丁目８番48号
債務者　クルマ重機こと　車　　聖二
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６号
広島市安芸区矢野西６丁目５番22号
債務者　坊田　伸一
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
熊本市中央区島崎１丁目17番14号　みつる荘５
債務者　杉谷みどり（旧姓山之内）
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
熊本市北区檜木５丁目８番15号
債務者　中川まり子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目24番１号（錫山ハイツ307号）
債務者　富樫　正樹
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目10番12―１号
債務者　吉見　　正
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目32番19号（フォーブルⅤ　102号）
債務者　池之上恵子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２号
北海道旭川市末広東２条６丁目６番26号イーストハイツ101号室
債務者　楠木　正博
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
熊本県山鹿市菊鹿町木野3171番地
債務者　芹川　照義
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
熊本県山鹿市古閑1067番地２
債務者　片田　進次
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係